

令和3年3月定例会（令和3年3月19日）

泉南清掃事務組合議会会議録

令和3年第1回泉南清掃事務組合議会定例会会議録

目 次

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のための出席者	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○管理者の挨拶	4
○例月現金出納検査結果報告	4
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○閉会の宣告	25
○署名議員	27

令和3年泉南清掃事務組合議会第1回定例会

議事日程（第1号）

令和3年3月19日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 監査報告第1号 例月現金出納検査結果報告
- 日程第 4 議案第 1号 泉南清掃事務組合公平委員会委員の選任について
- 日程第 5 議案第 2号 泉南清掃事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 3号 泉南清掃事務組合附属機関に関する条例及び特別職の職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4号 泉南清掃事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 5号 令和3年度泉南清掃事務組合一般会計予算について

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第8

出席議員（12名）

1番	福田雅之君	2番	山本守君
3番	見本栄次君	4番	上甲誠君
5番	中村秀人君	6番	中谷清豪君
7番	添田詩織君	8番	澁谷昌子君
9番	大森和夫君	10番	山本優真君
11番	竹田光良君	12番	田畑仁君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管理者	竹中勇人君	副管理者	水野謙二君
会計管理者	東野雅毅君		

事務局職員出席者

事務局長	知久孝君	事務局次長兼 総務課長	小川哲司君
事業課長	古木康之君		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（中谷清豪君） それでは、定刻ですので、これより開催させていただきます。

本日、議員皆様方には、公私とも何かとご多忙のところご出席賜り厚くお礼申し上げます。

議員定数12名全員出席ですので、令和3年第1回泉南清掃事務組合議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（中谷清豪君） これより会議を開きます。



◎会議録署名議員の指名

○議長（中谷清豪君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、泉南市議会会議規則第88条の規定に準じ、9番、大森和夫議員、10番、山本優真議員を指名します。



◎会期の決定

○議長（中谷清豪君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷清豪君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定しました。



◎管理者の挨拶

○議長（中谷清豪君） 続きまして、開会に当たり管理者から挨拶のため発言を求めております。これを許可いたします。

管理者、竹中勇人君。

○管理者（竹中勇人君） おはようございます。

令和3年第1回泉南清掃事務組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

中谷議長はじめ、組合議会議員の皆様方におかれましては、清掃行政全般にわたりまして格段のご理解とご協力を賜っておりますことに対しまして厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の議案につきましては、議案第1号 泉南清掃事務組合公平委員会委員の選任についてから議案第5号 令和3年度泉南清掃事務組合一般会計予算についての以上5件でございます。

何とぞよろしくご審議を賜りご承認賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますけれども、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中谷清豪君） どうもありがとうございました。



◎例月現金出納検査結果報告

○議長（中谷清豪君） 日程第3、監査報告第1号 例月現金出納検査結果報告について、上甲監査委員よりお願いいたします。

上甲監査委員。

○4番（上甲 誠君） 議長のお許しを得ましたので、監査報告第1号 例月現金出納検査結果報告につきましてご報告申し上げます。

資料につきましては、既に配付いたしておりますので、ご覧いただいておりますものと存じます。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づきまして、令和2年度会計の11月分から1月分の3か月分の検査を実施いたしました。

検査の結果でございますが、出納関係諸帳簿及び証拠書類、現金・預金残高について、収支内容を照合したところ、いずれも符合しており、出納は適正に執行されております。

以上、簡単ではございますが、これで例月現金出納検査結果報告を終わります。

○議長（中谷清豪君） どうもありがとうございました。

以上で、日程第3、監査報告第1号 例月現金出納検査結果報告を終わります。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中谷清豪君） 日程第4、議案第1号 泉南清掃事務組合公平委員会委員の選任についてを議題とします。

管理者の説明を求めます。

管理者、竹中勇人君。

○管理者（竹中勇人君） ただいま上程されました議案第1号 泉南清掃事務組合公平委員会委員の選任についてにつきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書1ページをお開き願います。

提案理由といたしまして、土井聡氏は本組合の公平委員会委員として最適任者と認め、新たに選任したくご提案を申し上げるものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、議案書3ページにお示しのとおりでございます。

何とぞよろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中谷清豪君） どうもありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

大森議員。

○9番（大森和夫君） 泉南の公平委員の方が候補になっていると思うんですけども、泉南と阪南と両方とか、そういうふうなことは決まっているんですか。泉南でずっと、泉南から担当というか選任されていっているのか。ほかにそういう役があって、そういうふうな泉南と阪南市で順番というか決めているものがあれば説明してください。

○議長（中谷清豪君） 知久事務局長。

○事務局長（知久 孝君） 失礼します。

特に取決めはございませんが、管理者が適切と認める方ということになってございます。
それで、この場合は泉南市の公平委員会の方になっていただくというふうなのが慣例になっ
ております。

以上です。

○議長（中谷清豪君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷清豪君） 質疑ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷清豪君） 討論ないようですので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4、議案第1号 泉南清掃事務組合公平委員会委員の選任について、原案のとおり
同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷清豪君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり同意することに決定しました。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中谷清豪君） 日程第5、議案第2号 泉南清掃事務組合議会の議決に付すべき契約
及び財産の取得又は処分に関する条例の制定についてを議題とします。

管理者の説明を求めます。

管理者、竹中勇人君。

○管理者（竹中勇人君） ただいま上程されました議案第2号 泉南清掃事務組合議会の議決
に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定についてにつきましてご説明申
し上げます。

議案書の5ページをお開き願います。

提案理由といたしまして、地方自治法第96条第1項第5号及び第8号の規定に基づき、議

会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分につきまして、その内容を条例に定める必要から、本条例を提案するものでございます。

それでは、条例の内容につきましてご説明を申し上げます。

7ページをお開き願います。

まず、第1条は、条例の趣旨についての記載をいたしてございます。

第2条につきましては、議会の議決に付すべき契約について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、予定価格1億5,000万円以上の工事または製造の請負といたしてございます。

第3条は、議会の議決に付すべき財産の取得または処分について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、予定価格2,000万円以上の不動産または動産の買入れまたは売払い、土地につきましては1件5,000平方メートル以上のものに限るといたしてございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することといたしてございます。

以上、甚だ簡単でございますけれども、議案第2号の説明とさせていただきます。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中谷清豪君） どうもありがとうございました。

これより質疑を行います。

大森議員。

○9番（大森和夫君） 金額の規定はどんなふうにして決めたのか。それから、そのような条例自体は泉南か阪南市の条例から導いたというかそれを参考にしてつくったものなのか。泉南と阪南で金額が一緒になるのか、その辺ご説明してください。

○議長（中谷清豪君） 知久事務局長。

○事務局長（知久 孝君） 例えばこの1億5,000万円の金額ですけれども、地方自治法第96条並びに同施行令によりということで、最低限度が1億5,000万円ということが規定されておりまして、それ以上であれば幾らでもいいんですけれども、一応最低ラインの1億5,000万円が泉南市、阪南市の条例においても1億5,000万円という下限が決められておりますので、当組合もそれに倣いまして1億5,000万円ということにさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○議長（中谷清豪君） 大森議員。

○9番（大森和夫君） 説明はよく分かりました。

ただ、国の法令で例えば1億5,000万円とか2,000万円となっているということですが、例えばそれ以下になるという、そんなことはどうですか。

○議長（中谷清豪君） 知久事務局長。

○事務局長（知久 孝君） 地方自治法の規定では、これ以下の条例を規定することは違法とされておりますので、1億5,000万円以上の工事であれば例えば2億円でもいいということになります。

以上でございます。

○議長（中谷清豪君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷清豪君） 質疑ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷清豪君） 討論ないようですので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5、議案第2号 泉南清掃事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷清豪君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中谷清豪君） 日程第6、議案第3号 泉南清掃事務組合附属機関に関する条例及び特別職の職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
管理者の説明を求めます。

管理者、竹中勇人君。

○管理者（竹中勇人君） ただいま上程されました議案第3号 泉南清掃事務組合附属機関に関する条例及び特別職の職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

につきましてご説明申し上げます。

議案書の9ページをお開き願います。

提案理由といたしまして、次期ごみ処理施設整備専門委員会の設置及び当該委員の報酬の額について規定するため、本条例を提案するものでございます。

それでは、改正内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書は11ページをお開き願います。

本条例は2条立ての構成となっております。第1条に、泉南清掃事務組合次期ごみ処理施設整備専門委員会を加え、第2条に、特別職の職員の報酬及び費用弁償といたしまして、当該ごみ処理施設整備専門委員会委員の報酬を月額7,500円と規定するものでございます。

以上、甚だ簡単でございますが、議案第3号の説明とさせていただきます。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中谷清豪君） どうもありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

大森議員。

○9番（大森和夫君） 事前に説明あったかもしれませんが、ちょっともう一度確認したいんですけれども、専門委員の人数とか、それから委員会の人数とか、どういう人を専門委員として考えておられるのか、泉南、阪南と、どんな会合を考えておられるのかとか、どんなペースで会議を開く予定にしているのかとか、特に次期ごみ処理ということですから、特に環境問題について詳しい人を入れたりとか、CO₂を減らすようなことに詳しい人を入れたりとか、そんなふうな何かものがあれば教えてください。

○議長（中谷清豪君） 知久事務局長。

○事務局長（知久 孝君） 専門委員のまず人数ですけれども、どの人数でスタートするかということですが、大体数名、4名程度が妥当ではないかというふうに考えております。メンバーは学識でそろえていくのだろうというふうに考えております。

今後、新しい炉の計画でございますが、令和4年度から例えば施設の基本計画に入ったり環境アセスメントに入っていきますので、その方面に明るい工学系の専門の先生に入っていないかというふうに思っておるところでございます。

開催ペースについては、今のところ、先生方で審議していただくということになりますので分かりません。

それと、今後この新しいごみ処理施設というのが将来的には例えばDBOですとかそういった手法も選定していくようになると思うんですけども、そういったときには、そういう法律面、契約とか出てきますので、法律面の専門の先生に加わっていただくというのが望ましい形ではないかというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（中谷清豪君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷清豪君） 質疑ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷清豪君） 討論ないようですので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第6、議案第3号 泉南清掃事務組合附属機関に関する条例及び特別職の職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷清豪君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中谷清豪君） 日程第7、議案第4号 泉南清掃事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定についてを議題とします。

管理者の説明を求めます。

管理者、竹中勇人君。

○管理者（竹中勇人君） ただいま上程されました議案第4号 泉南清掃事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定につい

てにつきましてご説明申し上げます。

議案書の15ページをお開き願います。

提案理由といたしまして、新工場建設整備事業に当たり、一般廃棄物処理施設を設置及び変更することに伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第2項の規定に基づき、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査、いわゆる環境アセスメントの結果の縦覧等の手続について必要な事項を定める必要から、本条例を提案するものでございます。

条例の内容につきまして説明を申し上げます。

17ページをお開き願います。

第1条は、条例の目的を記載いたしてございます。生活環境影響調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供し、設置または変更に関し利害関係を有する者に意見書を提出する機会を付与することを目的といたしてございます。

第2条は、縦覧等の手続の対象となる施設としてごみ焼却施設といたしてございます。

第3条は縦覧の告知について、第4条は縦覧の場所及び期間について、第5条は意見書の提出先の告示について、第6条は意見書の提出先及び提出期限について記載をいたしてございます。

第7条は環境影響評価との関係について、第8条は他の市町村との協議について記載をいたしてございます。

以上、甚だ簡単でございますが、議案第4号の説明とさせていただきます。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中谷清豪君） どうもありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

大森議員。

○9番（大森和夫君） 調査の特に具体的中身についてどのようなものを調査するのか。調査機関みたいなものがあれば教えてもらいたいのと、調査の中身も聞けば分かるかもしれませんが、例えば検討調査というようなものがどうなるのか、対象は周辺に住んでおられる方だけなのか、働いている方とか出入りしている業者の方とかそういう部分もあれば、その辺のところ、もうちょっと詳しい中身、調査の詳しい中身を報告してください。

○議長（中谷清豪君） 知久事務局長。

○事務局長（知久 孝君） まず、対象ですけれども、廃棄物処理法の第9条の3第2項の規

定によりますと、「一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する機会を付与するものとする」ということで、一般的に、誰であっても、ここに焼却炉が建つことによって私は利害関係があると思うという人であれば意見を提出をできるというふうに考えていただければいいと思います。

それと、具体的中身ですけれども、今のところ想定しておりますのは、大気、騒音、悪臭が主となってくるというふうに考えます。あとは、大阪府の担当課と一応協議しまして、例えば生物調査であるとかそういったものが必要になってくるのか分かりませんが、その辺についてはまだこれから担当部署とも詰めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中谷清豪君） 大森議員。

○9番（大森和夫君） 騒音と、もう1つ何でしたっけ。臭い。

調査を待たずに周辺とか、それから意見というか相談というか苦情というか、そういうようなものがあればちょっと教えてください。

○議長（中谷清豪君） 知久事務局長。

○事務局長（知久 孝君） 今回の提案させていただいておりますのは、法律にのっとりました廃棄物処理法の規定によるアセスの縦覧の手続について今回議案をお示ししたものでございますので、今後この計画を進めていく上で何回か市民の皆さんに情報提供をさせていただくというふうに思うんですけれども、その都度ご意見がある人につきましては何らかの形でご意見をいただくような形で進めていきたいというふうに思いますので、今回はアセスメントに関する手続ということでご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（中谷清豪君） 大森議員。

○9番（大森和夫君） 質問は、調査してもらうんですけども、現状で大気とか騒音とか臭いについてとかに関して直接市民の中から質問があったりとか改善してほしいというようなことがあったときには、そういうものがあれば教えてほしい。

○議長（中谷清豪君） 知久事務局長。

○事務局長（知久 孝君） この施設につきましては、地元区、浜区が地元になります。浜区に対しては、毎年1回定期的に公害関係の例えば窒素酸化物でありますとか硫黄酸化物そういった大気質、そういったものを報告させていただいております、今のところは環境基準を下回った排出でやっておるといところでございます。

以上でございます。

○議長（中谷清豪君） ほかにございませんか。

3回ですね。

○9番（大森和夫君） 3回目やろう。

○議長（中谷清豪君） 4回目。よろしいですか。

○9番（大森和夫君） はい。いいです。

○議長（中谷清豪君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷清豪君） 質疑ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷清豪君） 討論ないようですので、これで討論を終結いたします。

お諮りします。

日程第7、議案第4号 泉南清掃事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷清豪君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中谷清豪君） 日程第8、議案第5号 令和3年度泉南清掃事務組合一般会計予算についてを議題とします。

管理者の説明を求めます。

管理者、竹中勇人君。

○管理者（竹中勇人君） ただいま上程されました議案第5号 令和3年度泉南清掃事務組合一般会計予算についてご説明を申し上げます。

お手数ですが、予算書1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額を12億8,664万3,000円と定めるものでございます。

まず、歳出予算から説明をさせていただきます。

4ページをお開き願います。

第1款議会費といたしまして、組合議会の活動に要する経費といたしまして330万円を計上いたしてございます。

次に、第2款衛生費といたしまして9億7,115万9,000円を計上してございます。

次に、第3款公債費といたしまして3億1,158万4,000円、第4款予備費といたしまして60万円を計上いたしてございます。

以上、歳出予算額12億8,664万3,000円の予算でございます。

歳入予算でございますが、3ページをお開き願います。

第1款分担金及び負担金といたしまして10億3,803万8,000円、第2款使用料及び手数料といたしまして1億5,421万1,000円、第4款繰越金といたしまして1,000円、第5款諸収入といたしまして2,339万3,000円、第6款組合債といたしまして7,100万円を計上いたしてございます。

以上、歳入予算合計12億8,664万3,000円でございます。

なお、地方債、一時借入金 の限度額及び歳出予算の流用につきましては、本案のとおり定めたものでございます。

なお、予算の概要につきましては、改めて事務局長から説明をさせていただきます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中谷清豪君） どうもありがとうございました。

続きまして、事務局の説明を求めます。

事務局長、知久孝君。

○事務局長（知久 孝君） それでは、議案第5号の詳細につきましてご説明を申し上げます。

まず、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

予算書11ページをお開き願います。

第1款議会費でございますが、議員報酬及び行政視察等組合議会活動に要する経費といたしまして330万円を計上いたしております。

次に、12ページの第2款衛生費、清掃費、清掃総務費でございますが、13ページにかけまして特別職の報酬、総務課職員の給料、手当等を計上してございます。

報償費につきましては、弁護士報酬となっております。

飛ばしまして、11節役務費でございますが、建物災害保険料をはじめ通信費、各種健康診断料などを計上しております。

次の委託料235万8,000円でございますが、財務書類作成並びに組合ホームページ関連の経費となります。

14ページの使用料及び賃借料50万3,000円のうち、国有財産土地使用料につきましては、構成市の収集部門が使用しております国有地敷地部分については有償貸付となっておりますので、近畿財務局に土地使用料を支払うものでございます。

飛ばしまして、18節負担金補助及び交付金につきましては、全国都市清掃会議をはじめとする各種協議会等に負担金を支出するものでございます。

続きまして、第2項塵芥処理費でございますが、15ページにかけましては事業課職員の人件費を計上しております。

次に、需用費4,627万7,000円のうち、主なものといたしましては、リサイクル施設での電気代と水道代となります。

また、修繕料につきましては、リサイクル施設や焼却施設の定期検査に係る工事に伴う修繕が主なものとなります。

次に、12節委託料4億8,149万6,000円の主なものにつきましては、排ガス等の環境測定業務委託料のほか、大阪湾広域環境整備センター、通称・フェニックスへの埋立処分の委託料、有価物等のリサイクルを推進するための資源ごみ選別等業務の委託料となります。

飛ばしまして、下3列に記載してございますごみ処理施設包括的運転等委託などにつきましては、プラントの運転、薬剤調達、電力調達を現在の委託業者でありますJFEに委託するものでございます。

次に、工事請負費2億3,138万8,000円のうち、ごみ焼却設備定検工事につきましては、焼却設備が機能を十分に発揮できるように運転を一旦止めまして、主要設備の点検整備を行うものでございます。

資源ごみ選別機改修工事につきましては、リサイクル施設の経年劣化に伴う改修工事となります。

回転キルン及びボイラ出口部耐火物補修工事につきましては、長期間燃焼させますので、その劣化に伴います焼却炉内のれんがの補修となります。

1・2号計量機更新工事につきましては、計量法を遵守するための改修工事となります。

次に、負担金補助及び交付金234万8,000円につきましては、フェニックスへの負担金とな

ります。

続きまして、ごみ処理施設整備費でございますが、新ごみ処理施設整備事業に係る経費でございまして、令和3年度に、技術的アドバイスをいただくため、先ほどの議案でもご説明してきましたが専門委員会を設置するに当たりまして委員報酬を予算計上するというものでございます。また、ごみ処理基本計画及び地域計画策定の委託料、専門委員会運営支援の委託料についても予算計上しております。

続きまして、厚生費、温水プール管理費の報酬は、指定管理者の第三者評価委員報酬となり、委託料3,872万9,000円につきましては、温水プール指定管理料でございます。

次に、17ページの公債費3億1,158万4,000円でございますが、フェニックス事業債、ごみ処理施設整備事業債等の元金、利子償還金となります。

続いて、ただいまご説明しました歳出を賄うための歳入についてご説明します。

予算書9ページにお戻り願います。

分担金及び負担金であります。泉南市が5億6,882万2,000円、阪南市が4億6,981万6,000円となっております。

使用料及び手数料につきましては、一般市民及び事業者の持込ごみ処理施設使用料1億5,421万1,000円の計上とさせていただきます。

次に、10ページにかけましての第5款諸収入でございますが、雑入としまして、有価物売払代金、PETボトルなどの売上金、職員等の駐車場の利用料となります。

次に、第6款組合債につきましては、フェニックス整備事業債とごみ処理施設整備事業債、合わせて7,100万円を計上いたしております。

なお、予算書19ページから25ページにかけて人件費明細、26ページには債務負担行為、27ページには地方債の調書を添付しております。

以上、簡単でございますが、令和3年度泉南清掃事務組合一般会計予算の説明とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（中谷清豪君） どうもありがとうございました。

それでは、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

大森議員。

○9番（大森和夫君） 負担金で泉南市が減って阪南市が増えているんですね。ちょっとこ

の理由を説明願いたい。

それから、リサイクルに有価物の売払い金額が入っていますけれども、この状況、増えていっているのか、それとも反対に有価物が市民のごみに対するリサイクルとかこういうものが増えていっている一方、仕分とか対応が大変になっている、出費も増えているのかとか、ちょっとその状況が分かれば教えてください。

それから、14ページの浜区の集会場負担金、これは一般的にというか、よく言う迷惑料的なものという考えでいいのか。

それと、16ページの温水プールの委託料なんですけれども、ここは本年度よりも来年度が増えるということで、ここでもコロナ対策がどういうふうにとられているのか。それに伴うような予算の計上を考えておられるのか。ちょっと説明受けたかもしれませんが、クラスターが発生したということで、その対応についてもお聞かせください。

○議長（中谷清豪君） 小川事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（小川哲司君） 1つずつ順に答えさせていただきます。

負担金ですが、こちら、泉南市が減って阪南市が増えた、この構図ですね、要因としましては、均等割、人口割、従量割、3つの要素で頂いているんですけれども、泉南市の従量割分が原因としてございます。それはごみの搬入量の負担金を頂くに当たって、令和元年10月から令和2年9月までの1年間の搬入量を基に求めてございまして、その量が減っておりますので泉南市は減少、阪南市はその間のごみの搬入量が増えておりますので増となっているということでございます。

続きまして、有価物売払代金の状況ですが、この増加なんですけれども、有価物売払代金につきましては、清掃工場に持ち込まれる資源ごみの量、そしてリサイクルされる有価物の市場価格も変動するのであくまで予測となるものですが、令和元年10月から令和2年9月までの実績から搬入量や価格を予測しているものでございます。この中で、スチールプレス缶が搬入量、価格ともに上昇し、前年比約60万円増加、スチールスクラップも搬入量、価格ともに増加し、前年比約100万円増加するなど、16品目の予測を足し上げた結果、227万6,000円の増加分で計上させていただいております。

ちょっとまた担当代わってお答えするんですけれども、最後、サンエス温水プールにおける新型コロナウイルス感染防止対策の取組についてちょっとお答えいたしたいと思います。

サンエス温水プールの指定管理者である尾崎スイミングスクールとは、昨年、最初の第1波があったとき、令和2年3月2日から新型コロナウイルス感染拡大防止対策について聞き取り

や協議を行い、いろいろと対策を講じてまいりました。この中で、まず最初の初動ですが、3月5日から出勤前の検温を義務づけ、発熱や風邪のような症状がある職員には出勤をしないという取決めをいたしました。それで、3月10日から職員の体調を把握し、発熱した職員等があれば報告、その後の体調変化について報告書を提出するよう依頼いたしました。そして4月7日、政府は緊急事態宣言を発出し、尾崎スイミングスクールがサンエス温水プールの休業を決定し、翌8日から休業いたしました。その後、6月1日から営業を再開していましたが、令和3年に入り、従業員がコロナウイルスに感染していることが判明したことを受け、2月4日から2月23日まで休業し、2月24日から営業を再開しているところでございます。その営業再開に際しまして、従来どおりのマスク、フェースシールドの着用、館内の消毒、換気などの感染拡大防止対策に加えまして、トレーニングジムの利用者数の制限、光触媒除菌脱臭装置を設置するなどの対策を加えてございます。そういった対策を行いながら営業を続けているということでございます。

私からは以上です。

○議長（中谷清豪君） 知久事務局長。

○事務局長（知久 孝君） すみません。浜区の負担金のご質問があったと思うんですけども、これにつきましては、昭和58年、浜区が地元ということで、協定を締結しまして一定額をずっとお支払いいたしているものでございます。

以上です。

○議長（中谷清豪君） 古木事業課長。

○事業課長（古木康之君） すみません。温水プールの委託料の件なんですが、申し訳ありません、少し聞こえにくかったので、もう一度お願いできませんか。

○9番（大森和夫君） いや、コロナのことで。

○事業課長（古木康之君） では、よろしいですか。

○9番（大森和夫君） いいです。ありがとうございます。

○議長（中谷清豪君） 大森議員。

○9番（大森和夫君） 泉南市が、まあ、あの一、えっと今年の12月、2月の増減みてですけども、泉南市が減った原因とか阪南市が増える原因とかいうのを何かつかんでおられる部分があればお答え願いたいと思いますし、一般的には家庭ごみはコロナにおいて増えて、企業なんかのごみは減っているみたいなことがあるというふうに聞いているんですけども、それに見合ったような形での増減が阪南市や泉南市に見られるのか。泉南でいうたらロングパ

ークなんか減ってきているので、ごみが増えるのか、まだコロナの影響、ちょっとその辺の状況とか、予測されることとか、分かっていることがあれば報告してもらえますか。

それと、コロナウイルスのサンエスの件ですけれども、クラスターなんですね。5人以上の方が感染したんですね。5人とも従業員の方なんですかね。5人以上になると思うので、違ったらまた言ってください。その感染ルートなんかは判明しているのか。利用者への感染があったのか。それと、マスクとか捨てられるとかされているようですけれども、PCR検査は受けてないんですよ。受けるように指導していないのか。やっぱりPCR検査を受けよう。そういうふうなことも含めて対応が必要だと思うんですけれども、その辺についてどういうふうにご検討されるか。

資源ごみの回収の量と金額が増えているんですよ。金額というのは金額がどう、量がどんなふうになっているのか、ちょっとその辺についてお伺いいたします。

○議長（中谷清豪君） 古木事業課長。

○事業課長（古木康之君） 幾つかを答弁させていただきます。

まず、負担金の件ですが、ごみの従量制を負担金の割合に入れてありますので、今回算定した期間の中にはコロナで緊急事態宣言が出た期間もございましたので、その期間に泉南市の収集運搬の許可がある業者さんの搬入量が極端に減りました。その絡みで泉南市さんの負担金と阪南市さんの負担金にちょっと今までと違う動きがあったと考えられております。

それから、資源ごみの量なんですが、泉南市、阪南市の住民の方が分別されております資源ごみなんですが、ここ数年間、ほとんど量のほうが横ばいでございます。缶・瓶に関しましても、ほとんど昨年、一昨年と量が変わらないということなんですが、あとは市場価格によります金額の変動、特に中国の影響が大きくございまして、それによって日本の市場価格がかなり変動されますので、収入に増減が出てくるということでございます。

以上です。

○議長（中谷清豪君） 小川次長。

○事務局次長兼総務課長（小川哲司君） サンエス温水プールのコロナの状況をお伝えいたします。

まず、感染状況でございますが、まず従業員1名、それが週1回勤務のパートタイム職員が施設でというより体調不良から保健所で検査をしてPCR検査陽性ということが分かりました。これが端緒でございます。それからPCR検査等でその他従業員、遂には全従業員がPCR検査を行いまして、結果、陽性者が5名ということでございます。あと、利用者も順

次見つかっていったんですけれども、これはプールのほうから追跡したということではなく、泉佐野保健所で見つかった方が行動履歴を本人から聞き取った、調査した結果、プールの利用履歴があるという状態です。ですから因果関係等ははっきりしておりません。あと、泉佐野保健所からは、検査した以外には濃厚接触者と特定した方がいない、そういう方は全てPCR検査を行っていますし、利用者につきましても、例えば問合せがあつて、心配されている方があったら泉佐野保健所のほうに問い合わせるよというということで、この方はPCRを受けるべきだと特定してPCR検査をしたようには聞いてございません。

以上です。

○議長（中谷清豪君） 大森議員。

○9番（大森和夫君） 泉南市の例と阪南市の例でいうと、やっぱり企業からのごみは減って、一般家庭は増えている事実があるということはまちがいなんですか、それも今後もこういう傾向は続くだろうということなんですけれども、ちょっとその辺のところ教えてください。

それと、コロナ対策ですけれども、パートタイムの方が端緒であつたということをおっしゃったんですけれども、その方が症状があつて保健所に行って陽性反応が出たと。その後、あとの4人の方は無症状だったんですね。従業員の方の一斉検査を行つて陽性が見つかったということなんですね。

それと、プールの利用者については、今よく集会なんかでも名前から住所、連絡先まで書いて、コロナの陽性が出た場合には連絡してくださいと、そのような対策というのは取れていないのか。それと、やっぱり定期的なPCR検査、これも密集する仕事なので3密が避けられないところがあると思うので、それから子どもたちの体育の授業というのに関わっていることなので、慎重なというか万全なというかコロナ対策を取ってほしいんですけれども、それにはPCR検査が要るんじゃないかというふうに思うんですけれども、ちょっと管理者の皆さんはどんなふうに考えておられるのか、ちょっとその辺についてもお答え願えますか。

○議長（中谷清豪君） 管理者、竹中勇人君。

○管理者（竹中勇人君） 先ほど説明いたしましたように、今回クラスターが発生したのは、そもそもが従業員からだと。実際に誰が来られていたかということ是不特定多数で分かりにくいという状況であります。実際には本人さんが保健所に問い合わせ、それでPCR検査したとか、そういうことはやられていたわけでございます。本人の申告によってその辺の検査はしていただいたということでございます。だから、こちらのほうで特にそこまでの追跡

というのは、かなりの方が来られるわけですから。

名簿は取っているようではございますけれども、かなりの物すごい数がありますので、その時々を確認してということは、保健所のほうの取扱いはされていなかったようでございます。もし何かあれば本人さんから保健所のほうへ問い合わせる、そういう形を取っておるということでございます。

○議長（中谷清豪君） 副管理者、水野謙二君。

○副管理者（水野謙二君） 少しお話しさせていただきます。

今、管理者のお話と基本的には同じなんですけれども、その時点で結果として陽性者になった職員の皆さんと接触したであろうと思われる利用者の方の数というのは非常に多いんです。実際には追跡できないというような状況だというふうに保健所の判断としても下されたというふうに思っております。そういった意味で、ご報告をしたとおりのことをして対処をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（中谷清豪君） どうぞ。

○9番（大森和夫君） 具体の問題になってくるので、今までPCR検査をどうするかということも具体の問題になって、名簿があっても、たくさんおって追跡できないと。保健所も追跡できない。だから、それをクラスターを追跡していくという形、濃厚接触者を追跡していくという形じゃなくて、PCR検査を定期的に行って、早く無症状の人らを見つけて行って個別指導してもらおうということが大事だと思うので、ちょっとPCR検査なんかの充実について考えていただきたいんですけれども、ちょっと繰り返しになりますけれども。

○議長（中谷清豪君） 管理者、竹中勇人君。

○管理者（竹中勇人君） 先ほど申し上げましたように、不特定多数で非常にたくさんの方が来られている。そういう状況の中で、数百人という数の対象者になったわけでございます。それを保健所のほうが先に判断するわけではございますけれども、保健所のほうは、これ全てを追跡はできないということで、症状のある方あるいは何か違和感のある方は保健所のほうに連絡していただいて、その結果としてPCR検査をするという方向で取扱いをされたということで。

○9番（大森和夫君） PCR検査は実施する方向じゃないんですか。

○議長（中谷清豪君） どうぞ。

○管理者（竹中勇人君） 清掃組合といたしましてPCR検査を実施をするという予定はござ

いません。

○議長（中谷清豪君） 質問は全部終わりましたか。

ほかに質疑ございませんか。

中村議員。

○5番（中村秀人君） 予算の全体的なことでお聞きするんですが、環境省でプラスチックごみを有料化ということで、多分今後プラスチックごみがかなり減ってくると思います。そうなってくると、そもそものこの歳入のところが例えば減ってきたり、あと、それに伴って委託料とかいろんなところで処分費用、その辺もひょっとしたら変動してくるか分からないので、今後予算を管理していく上で、その辺を加味しながら今後続けていっていただきたいと思うんですが、その辺、事務局のほうはどのように考えてられていますか。

○議長（中谷清豪君） 古木事業課長。

○事業課長（古木康之君） お答えします。

プラスチックごみの問題に関しましては、今は国際的に非常に問題になっていると思います。今現在、泉南市、阪南市、それから清掃事務組合で取り組んでおりますプラスチックの回収なんです、容器包装に関するプラスチックということで、物を包んでいたり、物を入れていたりというふうなプラスチックを分別して、組合のリサイクルセンターというところに今運んできているんですが、今、国のほうが推奨していますのは、同じ材質であって、例えば子どものおもちゃであったり、それから洋服を入れるプラスチック製の箱であったり、そういったものをリサイクルしてくださいということなんです、今現在の清掃事務組合の設備、それから保管場所の容量で、それらを分別したり圧縮したりするという機能はございません。今の量でいっぱいいっぱい週5日稼働させて、年間を通しての搬出量ができていますから、根底から設備をそもそも考え直す必要ができてくると思います。次期ごみ処理施設につきましては、そういったことも検討しながら今後進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中谷清豪君） 中村議員。

○5番（中村秀人君） 私が大体思うのは、今後、例えばコンビニとかそういうところでのスプーンとか、カレー屋さんもそうですね、フォークとかそういうようなものが、普通、家庭ごみの中に混ざり込んでいる。持ち込まれて投入されて、それで今の火力がそのプラスチックを燃やすことで燃料費等が下がっている。例えばほかに火をたかなくていいとかというよ

うなこともあって、そういうプラスチックが家庭ごみの中に混ざらなくなったら、環境にはええんですが、泉南清掃としてまた逆に油を差さないといけないとかいろんなことになってくると思うので、今回のこれにどうのこうのというより、今後その辺をしっかりと見ながら修正を加えるなり、修正を加えていかないといけないと思うので、その辺をちょっと聞かせていただいたので、別にこの予算書どうのこうのというわけじゃないので、その辺をしっかりと世界の動向、日本の動向を踏まえて考えていってほしいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（中谷清豪君） 答弁はよろしいですか。

○5番（中村秀人君） もういいです。

○議長（中谷清豪君） ほかにございませんか。

田畑議員。

○12番（田畑 仁君） すみません。ちょっとお時間いただいております。

ほんま言うたら、この15ページの委託料とかこの辺の質問をしたいんですけども、私自身が勉強不足なので、やめておきます。

物すごい細かい話になっちゃうので、ごめんなさい、お許してください。阪南の方は全然関係ないので、ちょっとこのお時間、お許してくださいというのが、歳入の職員の駐車場の利用料の320万円なんですけれども、要は、泉南については本庁の職員さんの兼ね合いがあるので、今、泉南の清掃ところにゲートが新しくついて複数年たったと思うんです。この数字を見たら、もう十分機械代がペイできているような気がするんですけども、要は何が言いたいかというと、泉南市の収集業務に当たっている方、すごい若い世代の方がいらっしゃって、1回100円というのは安いんですけど、出入りが昼の休憩等々あったときに、本庁の価格との兼ね合いがかなり金額が変わってきて、要は1回100円というのが重たくなってくるんですよね。例えば本庁みたいに一月3,000円とかのほうが現実的に安くなってくるんですよ。これを何とか職員さんが使う駐車場、微々たるお金なんですけど、これ、ペイ、300万円も入ってきているんやったら、次の段階にお考えがないかなと思うんですけども、その辺のご回答いただきたいなと思います。

○議長（中谷清豪君） 知久事務局長。

○事務局長（知久 孝君） この職員駐車場は、この敷地内に勤務する、7事業所あります、同じ敷地内に民間と我々公共合わせて。そして勤務形態が朝の早くから、24時間どなたかが仕事している状況になりますし、それと1週間3日勤務の人もおれば、フルで勤務する人も

おると。パートの人もいてるといふ、こういうふうな人々の最大公約数的な料金の徴収を考えたのが1ゲート通過当たり100円にさせていただきたいということでお願いをしました。この100円というのは、先ほど泉南市職員駐車場のことを田畑議員おっしゃいましたけれども、安いところで月2,500円徴収されていると思います。そして、それらを単純に計算して、一月22日勤務されたとして大体2,200円ぐらいになりますので、泉南市の職員とのバランスからいけば、ほぼこの金額が妥当ではないかというふうな形で協力していただいているというところがございます。

先ほどの昼休憩、あるいはちょっと用事で出られる、私用で出られるという場合は、どうしても200円徴収させていただく、あるいは300円徴収させていただくということもあるんですけども、その辺は何とぞ、利用されている方の工夫によりまして、何とか誘い合わせて行くとか、そういうふうなことでご協力いただければなというふうに思います。今のところはそういうことで対応していただけないかなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（中谷清豪君） 田畑議員。

○12番（田畑 仁君） 知久事務局長が言うのは、よう分かっています。ただ、やっぱり若い世代を、要は昼休憩に出ちゃうと22日で2,200円掛ける2なので4,400円ということは、本庁の2,500円よりかなり上がってくるという意味を言うているんですけども、しれているお話なんやけれども、やっぱりこの数字を見ていたら、あのゲートが例えばプリペイドとかいようなやり方ができるん違うんかな。徴収の仕方が阪南さんの兼ね合いがあるので給料から天引きできないというのは理解はできているんですけども、何か将来的にもし考えられるのであればお願いしたいなというのを要望として言うておきます。

あえて15ページ委託料なんですけれども、清掃については特殊業務がたくさんあるので、本当に僕は勉強不足なんですけれども、この委託料については随契なり複数年契約なりいろんなパターンがあると思うんですけど、今回はコロナで先ほどもご質問があったと思うんですけども、阪南さんのごみ量が増えて泉南が下がったとかいようなコロナの影響で増減があると思うんですけども、僕、委託料の過去の数字を全然知らないので、また勉強するんですけども、委託料の見直し等々というのはどうなんですか、あるんですか、現実的に。

○議長（中谷清豪君） 古木事業課長。

○事業課長（古木康之君） お答えいたします。

当組合の委託料につきましては、ほとんど随契でございます。ただ、前年度からの契約業者間に見積りを取りまして、組合のほうで新たにまた設計を行いまして、適正な価格をはじき出しまして、業者さんに金額をまた提示していただくと。そしてその後に契約という流れになっております。

中でも、委託料の下、3段、ごみ処理施設包括的運転等委託に係る運転管理、薬剤調達、電力調達の業務につきましては10年間の包括的協定を結んでおりますので、こちらのほうが業者さんのほうが1者ということに限られております。ただ、価格のほうは、人件費につきましては公共のほうで公表されている価格を使用しておりますので、この価格が適正かと言われましたら適正だと答えさせていただきます。

以上です。

○12番（田畑 仁君） 結構です。

○議長（中谷清豪君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷清豪君） 質疑ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷清豪君） 討論ないようですので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第8、議案第5号 令和3年度泉南清掃事務組合一般会計予算について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷清豪君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。



◎閉会の宣告

○議長（中谷清豪君） お諮りいたします。

本定例会に付議された事件は全て終了しました。

これもちまして閉会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷清豪君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定いたしました。

本日の会議を閉じます。

令和3年第1回泉南清掃事務組合議会定例会を閉会します。どうもありがとうございました。

閉会 午前11時05分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年3月19日

議 長 中 谷 清 豪

署 名 議 員 大 森 和 夫

署 名 議 員 山 本 優 真